

小規模修繕事業発注を巡る 贈収賄事件に係る再発防止策について

財政部財政課
財政部契約検査課
総務部総務課

本市では、今回の元市職員の小規模修繕事業発注を巡る贈収賄事件を受け、再発防止策として小規模工事及び修繕における公平で公正な発注や業者選定ができるよう以下のとおり、事務の見直しを行いました。

また、公益通報制度を活用し、市の業務における不正行為の発見に努めます。

記

1 事務の見直し

小規模工事及び修繕において、財政課が1ヶ月ごとに支払金額により区分したリストを作成し、そのリストをもとに、担当課長が発注や業者選定を適切に執行しているかの確認を行う。

担当課長が確認ののち、該当する部の副部長及び部長が再度確認し、財政部長に報告をする。

その際、必要に応じて発注業者が集中した理由や業者選定の理由等を明記し、報告する。

最終的には年1回、業者選定委員会に報告をする。

【作成するリスト】

- (1) 10万円以下のリスト
- (2) 10万円を超え130万円以下のリスト

2 公益通報制度の活用

別紙のとおり

問い合わせ先 財政課 田中 TEL 0270-27-2712
契約検査課 都丸 TEL 0270-27-2713
総務課 小林 TEL 0270-27-2701